



関西大学

関西大学共済保障制度

オプション(上乘せ補償)のご案内

関西大学が全員加入を推奨する「関西大学共済保障制度」は、学生生活でニーズの多い「学校管理下中・個人賠償・学業継続費用」保障を中心に設計した安価な独自共済制度です。

さらに、より幅広い保障やサービスへの加入ニーズも非常に多いことから、ご希望の方へ「オプション(上乘せ補償)」の仕組みをご用意しておりますので、パンフレットにて詳細をご確認の上、ご自分にマッチしたプランをご検討ください。

お申込みはPCやスマホからWEBで簡単にご加入できます。
保険料は最寄りのコンビニで24時間・365日お支払いが可能です。

WEB加入サイトへアクセスして **1** または **2** にてお申込みください。
申込はWEBで簡単3分!

1 スマートフォンでQRコードを読み取る



2 専用URLへアクセス(サイト利用時間8~22時)

 <https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/futaigakuso?id=0261400>

※WEB加入ができない場合は、所定の「ゆうちょ銀行払込取扱票」にてお申込みください。

共済加入者のための上乗せ補償
～卒業までの安心サポート～



2025年度 関西大学 共済保障制度 オプション(上乗せ補償*)のご案内

*公益財団法人 日本国際教育支援協会(学研災*付帯 学生生活総合保険) ※学研災は学生教育研究災害傷害保険の略称です

オプション 充実補償

保険料
1日あたり
27円
(Cタイプの場合)
団体割引30%
適用

オプション(上乗せ補償)加入手続き方法

お申込はWEB加入がおすすめ!簡単3分でご加入できます。

1 サイトへアクセス

QRコードから
アクセス



2 加入タイプの選択

加入タイプ選択の
際には、適宜
パンフレットを
ご参照ください。



3 コンビニで保険料払込

保険料のお支払は
コンビニエンスストアで!!

※QRコード/URLは進学される大学によって異なります。必ず学生ご本人が通われる大学のものにアクセスして申し込んでください。

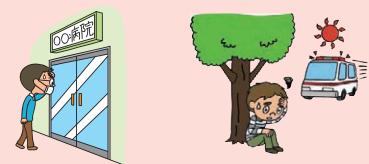
オプション(上乗せ補償)の主な特長

- 個人賠償責任事故発生時に東京海上日動が示談交渉を代行するサービスを付帯(国内のみ)



- 他人への個人賠償責任につき、インターンシップ中やアルバイト中も安心補償

- ケガ・疾病により医療機関で負担した実費を学内外問わず24時間補償



- (一人暮らしの場合)家主への借家人賠償責任や生活用動産への被害を安心補償



オプション(上乘せ補償)

1 オプション(上乘せ補償)の主な特長

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

① 個人賠償責任補償

学生本人が偶然な事故により万が一国内外で他人にケガをさせたり、他人のものを壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かったもの(受託品)^(*)を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。

(*)1) 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。



例/スノボ中に他人にケガをさせてしまった。



例/自転車で走行中、他人にぶつかり大ケガを負わせた。
お支払保険金金額例
3,660,000円

示談交渉
サービス付帯
(国内のみ)

東京海上日動が被害者との示談交渉を代行する為、万一の場合も安心
(訴訟が国外の裁判所に提訴された場合等を除きます。)

インターンシップ中
アルバイト中
も補償

例/会社所有のPCに飲料をこぼし、PCが壊れ損害賠償請求をされた。



② 学生本人のケガ・病気の補償

国内でケガ・疾病により医療機関で負担した**実費**を学内外問わず通院・入院1日目から補償
共済保障制度では保障対象外となる学外事故や病気による通院も補償されます。

日率	負担金	負担
割	円	
3	4,380	4,380
金額	消費税等	優待

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償

通院
1日目から
補償



例/風邪で通院した。
お支払保険金金額例
3,000円



例/実験中に火傷した。



例/スポーツ中にケガをし通院した。



例/熱中症で入院した。

入院
1日目から
補償



例/肺炎で入院した。

※医師に処方された薬代についてもお支払対象

※歯科疾病治療のための通院、精神障害による入院、痔核・裂肛等による入院は除く

※保険期間の開始時前に発症した病気、発生した傷害は対象になりません。(ただし、保険期間の開始時より2年(保険期間が1年以下の場合は「1年」)を経過した後に開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。)

救援者費用

学生本人が保険期間中に住宅外において被ったケガ、または病気にかかり継続して3日以上入院したり、搭乗している航空機や船舶が遭難した場合等に、捜索救助費用や交通費、宿泊費等が補償されます。



例/学生が入院し、保護者が駆けつけた。

③ 育英費用・学業費用補償

扶養者がケガや病気でお亡くなりになられたり、ケガで重度後遺障害を被った場合に授業料等の学業費用を補償します。また、育英費用(一時金)は、ケガでお亡くなりになられたり、重度後遺障害を被った場合にのみお支払いします。



例/自動車の交通事故により扶養者が死亡した。
お支払保険金金額例
2,000,000円

④ 天災危険補償

地震・噴火・津波によるケガを補償。
(加入者本人のケガ、育英・学業費用(ケガ))が補償されます。



例/地震により転倒した家具でケガをした。



例/津波により流れてきた家具でケガをした。

⑤ 借家人賠償責任・生活用動産補償

一人暮らし限定

国内で学生本人が火災や水漏れ破損等の偶然な事故により借戸室を損壊したため、家主に対して法律上の損害賠償責任を負った際に補償されます。

借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。

国内で学生本人が所有する家財が火災や盗難等の偶然な事故で損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

※自宅通学生の場合やご親族の住居に同居している場合はご加入できません。



例/洗濯機の管が挿入不足で水が漏れ、1、2階まで漏水した。
お支払保険金金額例
140,000円



例/ぼやを出し、天井や壁に損傷を与えた。



例/空き巣が入り、家財が盗難にあった。

お部屋を借りる際の「借家人賠償保険」の加入証明になります

団体割引 30% 適用になり保険料が割安
 団体割引適用Cタイプの場合 **15,770円お得**

申込は WEBで 簡単3分



2 保険金額・保険料表 (4年間分)

関西大学共済保障制度にご加入の方がお申込みが可能です。関西大学共済保障制度をご加入後、別途お申込みになります。

補償項目		オプション(上乗せ補償)					
加入プラン		安心プラン オススメ	標準プラン	お手軽プラン	安心プラン オススメ	標準プラン	お手軽プラン
加入タイプ		自宅生			一人暮らしの学生		
		A	B	C	D	E	F
オプション保険料		74,320円 (1日あたり 51円)	56,610円 (1日あたり 39円)	38,890円 (1日あたり 27円)	89,190円 (1日あたり 61円)	71,480円 (1日あたり 49円)	53,760円 (1日あたり 37円)
共済掛金		※共済掛金18,000円とは別に上記保険料をお支払いください。					
保険金額	個人賠償責任 (学生本人のみ対象)	1億円 <small>インターンシップ・アルバイト中も対象(注1) 示談交渉サービス付き</small>					
	学生本人対象	死亡・後遺障害(注7) 100万円					
		傷害・疾病の通院・入院手術 《全プラン共通》 ケガ・病気問わず 治療費を実費でお支払します(注2)					
		救援者費用 100万円					
	扶養者対象	ケガによる死亡・ 重度後遺障害(注8)	100万円 ^(注4) _(注5)	50万円 ^(注4) _(注5)	—	100万円 ^(注4) _(注5)	50万円 ^(注4) _(注5)
	病気による死亡(注8)	100万円 ^(注4)	50万円 ^(注4)	—	100万円 ^(注4)	50万円 ^(注4)	—
	育英費用(ケガによる死亡・ 重度後遺障害)(注8)	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
共通	天災危険補償(注6) (地震・噴火・津波によるケガ)	補償有 (本人ケガ・育英・学業費用(ケガ))		補償有 (本人ケガ・育英)	補償有 (本人ケガ・育英・学業費用(ケガ))		補償有 (本人ケガ・育英)
学生本人	生活用動産(注3) 免責金額(自己負担額)5,000円	—	—	—	100万円		
	借家人賠償責任(注3)	—	—	—	1,000万円		

- (注1) 情報機器内のデータ損壊は1事故500万円が限度となります(個人賠償責任)。
 - (注2) 治療費を実費でお支払する対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
 - (注3) 一人暮らしの学生の方でも自宅生用タイプにご加入頂くことは可能です。
 - (注4) 学業費用支払期間(保険責任の開始日から学業費用(学資費用)の支払対象期間の終了日までの期間)はそれぞれ卒業予定年次までの期間です。
 - (注5) オプション(上乗せ補償)では扶養者が死亡または重度後遺障害となった場合に支払対象期間中の支払年度ごとに100万円もしくは50万円を限度として負担した学業費用の実額をお支払します。
 - (注6) オプション(上乗せ補償)に関する補償項目につき対象としており、共済保障は対象外となります。
 - (注7) 教育研究活動中の事故は、本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。
 - (注8) 独立生計の学生はお選びいただけません。必ずお問い合わせ先までご連絡ください。
- 上記のオプション(上乗せ補償)の保険料は、全国での被保険者(保険の対象となる方)数が10,000人以上の場合の割引率30%が適用されています。

共済保障制度(基本プラン)

共済保障の詳細につきましては、別紙「共済保障制度」のご案内をご確認ください。

保障項目		共済保障のみ		
加入プラン		基本プラン 原則全員加入		
共済掛金		18,000円		
保険金額	学生本人対象	個人賠償責任(学生本人のみ対象)	1億円(インターンシップ・アルバイト中は対象外 示談交渉サービスなし)	
		傷害 学校管理下中、 交通事故対象	死亡・後遺障害	500万円
			入院	日額 5,000円
			手術	手術内容に応じて 2.5万円・5万円
			通院	日額 1,500円
	疾病	入院	一時金 5万円(連続して6泊7日以上入院した場合)	
	扶養者対象	救援者費用	なし	
		生命共済	100万円	
		学業費用	ケガによる死亡・重度後遺障害	100万円
			病気による死亡	なし
育英費用(ケガによる死亡・重度後遺障害)		なし		
共通	死亡弔慰	10万円		
	天災危険補償(地震・噴火・津波によるケガ)	なし		

3 加入方法(オプション(上乘せ補償)部分)

⚠️ オプションのみのご加入(お申し込み)は出来ませんのでご注意ください。

オプション(上乘せ補償)加入手続き方法

お申込はWEB加入がおすすめ!簡単3分でご加入できます。



※QRコード/URLは進学される大学によって異なります。必ず学生ご本人が通われる大学のものにアクセスして申し込んでください。

保険料のお支払いは、最寄りのコンビニエンスストアで!!

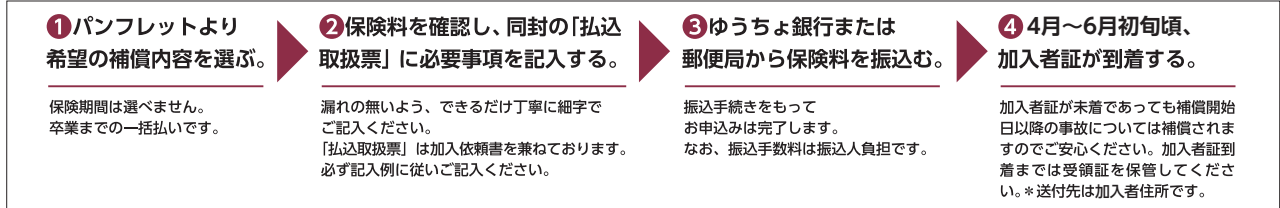


サイトのご利用・・・8:00～22:00の間にご利用ください。

保険料のお支払い・・・コンビニエンスストアで24時間、365日お支払いが可能です。

※1申し込みにつき、コンビニ払い手数料を含め30万円以内の場合に本サイトからのお申し込みが可能です。なお、現金のみのお取り扱いです。
※上記以外のコンビニはお取り扱いできません。

《郵便局申込の場合》※Web加入が出来ない場合⇒郵便局でのお申込み



加入者証のお届け

4月～6月初旬頃までに加入者様宛にお送りします。

※共済保障とオプション(上乘せ補償)はそれぞれ加入者証が作成・発送されます。各々の加入者証の到着時期が多少ずれる場合があります。

ご注意 オプション(上乘せ補償)にご加入の方は共済保障部分と併せて、お手続きが2つに分かれていますので、必ず両方ご対応ください!! ※いずれかのお支払いが漏れていた場合、補償期間開始日が遅れます。

	補償期間	卒業予定年次に応じて
保険期間 ▶	4年間(1年生)	2025年4月1日 午前0時～2029年4月1日 午後4時まで
お申込締切日 ▶	2025年3月31日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ●締切日以降のお申し込みも承っておりますが、補償期間開始日が遅れます。 ●2025年4月1日以降にお振り込みの方は振込日翌日からの補償開始となります。また、関西大学入学後に中途加入をご希望される場合には、ご加入時期により保障(補償)期間及び共済掛金、オプション保険料等が異なる場合がありますので、事前に[取扱代理店 関大パンセ]までお問い合わせください。

本パンフレット記載のご加入タイプは、職種級別Aに該当する方(継続的に職業に従事していない学生など)用です。以下に該当する職業に継続的に従事している方は職種級別Bとなりご加入いただくことができません。(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。)
「自動車運転者」「建設作業員」「農林業作業員」「漁業作業員」「採鉱・採石作業員」「木・竹・草・つるの製品製造作業員」(以上6職種)

オプション申込用・払込取扱票の記入方法

オプション(上乗せ補償*)の振込用紙です。(※学研災付帯学生生活総合保険)

2025年度用
付帯学総専用

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。また、☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合はお支払いする保険金が削減されることがありますので、ご注意ください。

6 学生の卒業予定年参考 (この保険は卒業までの期間一括加入です) 9 学生の生年月日欄参考 (西暦をご記入ください)

卒業まで	卒業予定	平成13年	2001年
6年間	2031年3月	平成14年	2002年
5年間	2030年3月	平成15年	2003年
4年間	2029年3月	平成16年	2004年
3年間	2028年3月	平成17年	2005年
2年間	2027年3月	平成18年	2006年
1年間	2026年3月	平成19年	2007年

払込取扱票

00 東京	口座記号番号	金額	千 百 十 万 千 百 十 円
001100	298307	※ 3	00000
加入者名	学総口(財)日本国際教育支援協会		
加入年	2025 ※千	扶養者の電話番号	学研災加入
	100-0000	03-0000-xxxx	(有)
ご依頼人・通信欄	扶養者(払込人) ※住所 東京都千代田区丸の内1-2-1		
	※フリガナ 日本 一郎		
学生・通信欄	02614-00 関西大学		
	※学部学科 ○○学部○○学科		
	※フリガナ 日本 太郎		
	※氏名 日本 太郎		
	※★学生の生年月日 2006年4月5日		
	※お住まいの番地 自宅		
	※学生の電話番号(携帯等) 090-0000-0000		
	本人の住宅(建物)所在地は保険の対象となる方本人の生活の本拠地		

- ご署名ください。**
※扶養者欄のご署名は、原則として学生の親権者であり、かつ学生の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、学生の生計を主に支えている方がしてください(学生が成年に達している場合は、親権者でなくてもかまいません)。
▲払込取扱票の「扶養者(払込人)」欄に署名された方が育英費用・学資費用補償の「あらかじめ指定した扶養者」となります。
- 必ずご記入ください。**
パンフレットをご確認いただき、加入を希望される内容をご選択のうえタイプ名をご記入ください。
- 加入タイプのご加入期間に合った保険料をご記入ください。
※共済「基本プラン」の掛金は含まませんのでご注意ください。
共済掛金は、別途、専用の払込票でお支払いください。
※この保険は、卒業までの期間一括加入になります。

- 他の保険契約等(ご加入の保険契約の全部または一部に対して支払責任が同一の他の保険契約または共済契約をいいます。)がある場合または学生が継続的に従事している職業・職務がある場合には○をし、括弧内に具体的な内容(他の保険契約等がある場合は保険会社・共済会社、保険種類、満期日、保険金額)をご記入ください。
- 左上の卒業予定年を参考にして学生の大学入学年月と大学卒業予定年月をご記入ください。

- 保険の対象となる方に適用される公的医療保険制度の名称をご記入ください(お手元の健康保険証をご確認ください。)
組合管掌健康保険→組合
国民健康保険→国民
船員健康保険→船員
共済組合→共済
退職者医療制度→退職
全国健康保険協会管掌健康保険→協会(旧政府管掌健康保険)
- 左上の和・西暦対照表を参考のうえ学生の生年月日をご記入ください。
- 通学の拠点となるお住まいが自宅一人暮らし(下宿・寄宿舍等)かを答えください。

訂正の場合は——で消し、余白に正しい内容をご記入ください。訂正印はご依頼人・通信欄については不要です。
2024年12月作成 24T-001607

「振替払込請求書兼受領証」のご依頼人のおなまえは扶養者欄の氏名と同一のものをご記入ください。

払込取扱票

00 東京	口座記号番号	金額	千 百 十 万 千 百 十 円
001100	298307	※	
加入者名	学総口(財)日本国際教育支援協会		
加入年	2025 ※千	扶養者の電話番号	学研災加入
	-	-	(有)
ご依頼人・通信欄	扶養者(払込人) ※住所		
	※フリガナ		
	※署名		
学生・通信欄	02614-00 関西大学		
	※学部学科		
	※フリガナ		
	※氏名		
	※★学生の生年月日		
	※お住まいの番地		
	※学生の電話番号(携帯等)		
	本人の住宅(建物)所在地は保険の対象となる方本人の生活の本拠地		

裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (承認番号東第46581号)

これより下部には何も記入しないでください。

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	001100	金額	千 百 十 万 千 百 十 円
	298307	※	
加入者名	学総口(財)日本国際教育支援協会		
ご依頼人	おなまえ		
	様		
料金	(消費税込み) 日 附 印		
備考	円		

この受領証は、大切に保管してください。

<個人情報の取扱いに関するご案内>

この保険は、公益財団法人日本国際教育支援協会を保険契約者とする団体契約です。保険契約者である公益財団法人日本国際教育支援協会は、加入依頼書兼払込取扱票に記載された個人情報を、東京海上日動火災保険株式会社との間で行う保険事務手続のために利用するほか、同社ならびに加入依頼書兼払込取扱票に記載された大学（学生が所属することとなった大学がこれと異なる場合には、所属することとなった大学を含みます。以下、「大学」といいます。）へこれを提供します。大学は、その個人情報を、教育研究活動中に起きた事故の対応等、学生支援のために利用します。共同保険の場合、東京海上日動火災保険株式会社は、その個人情報を、この保険を共同引受している引受保険会社および引受保険会社（東京海上日動火災保険株式会社を含みます。以下同様とします。）のグループ(*)各社に提供します。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。この取扱いに同意いただけない場合には、この保険にはご加入いただけません。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること。
- ②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の保険会社、引受保険会社のグループ内の他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること。
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること。
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること。
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること。
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること。

*「引受保険会社のグループ」のうち、東京海上グループについては、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社等や、前記各社の子会社等を含みます。

公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社における個人情報の取扱いの詳細等については、公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社各社のホームページをご参照ください。

- 日本国際教育支援協会……<http://www.jees.or.jp/>
- 東京海上日動………www.tokiomarine-nichido.co.jp

(ご注意)

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・この用紙による、払込料金は、ご依頼様が負担することとなります。
- ・ご依頼様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。



<ご加入時の同意内容について>

私と被保険者*全員は、以下の事項について確認・同意のうえ、加入を依頼します。

- ①被保険者欄記載の者が保険契約者である団体の構成員であること
 - ②重要事項説明書の内容
 - ③重要事項説明書添付の「ご加入内容確認事項」の内容
 - ④下記の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容
- *保険の対象となる方をいいます。

<個人情報の取扱いに関するご案内>

この保険は、公益財団法人日本国際教育支援協会を保険契約者とする団体契約です。保険契約者である公益財団法人日本国際教育支援協会は、加入依頼書兼払込取扱票に記載された個人情報を、東京海上日動火災保険株式会社との間で行う保険事務手続のために利用するほか、同社ならびに加入依頼書兼払込取扱票に記載された大学（学生が所属することとなった大学がこれと異なる場合には、所属することとなった大学を含みます。以下、「大学」といいます。）へこれを提供します。大学は、その個人情報を、教育研究活動中に起きた事故の対応等、学生支援のために利用します。共同保険の場合、東京海上日動火災保険株式会社は、その個人情報を、この保険を共同引受している引受保険会社および引受保険会社（東京海上日動火災保険株式会社を含みます。以下同様とします。）のグループ(*)各社に提供します。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。この取扱いに同意いただけない場合には、この保険にはご加入いただけません。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること。
 - ②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の保険会社、引受保険会社のグループ内の他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること。
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること。
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること。
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること。
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること。
- *「引受保険会社のグループ」のうち、東京海上グループについては、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社等や、前記各社の子会社等を含みます。

公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社における個人情報の取扱いの詳細等については、公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社各社のホームページをご参照ください。

- 日本国際教育支援協会 <http://www.jees.or.jp/>
- 東京海上日動 www.tokiomarine-nichido.co.jp

この場所には、何も記載しないでください。

よくあるご質問（Q&A）

Q.入学時は自宅通学で途中から一人暮らしをする場合はどのタイプに加入すればいいですか。

A.まずは卒業までの期間で自宅タイプにご加入ください。一人暮らしをはじめる時にタイプ変更が可能です。

Q.一人暮らしするため借家人賠償責任補償は別途手配するので自宅生用タイプに加入できますか。

A.可能です。その場合は「一人暮らし」を選択して該当の保険料をお支払いください。

Q.お申込時に申告が必要な「他の保険契約」とは何を指しますか。

A.例えば個人賠償責任保険等、この保険と全部または一部について支払責任が同一の他の保険や共済契約に加入されている場合にその保険会社名や保険種類をご記入ください。（記入できる範囲で構いません。）

Q.加入者証はいつ頃届きますか。

A.3月末までにお申込みいただいた場合6月中旬頃までにお届けいたします。

なお、加入者証が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。

Q.入居するアパートの管理会社に保険加入の証明を提示する必要がありますが、加入者証が未着の場合はどのようにしたらよいですか。

A.Web加入サイトをご利用の場合は保険料お支払い後に届くメール『加入手続完了のお知らせ』を先方にご提示の上、加入者証は後日届くことをお伝えください。（Web加入サイトをご利用にならない場合は、保険料を払込後にお手元に残る受領証とパンフレットを先方にご提示ください。）

Q.休学中でも「オプション」の補償は有効ですか。

A.関西大学に在学されていて「オプション」の補償期間中であれば全ての補償は有効です。

Q.休学や留年などで在籍期間が延長されました。自動更新されますか。

A.自動更新はされません。延長手続きが必要なため、必ず満期日までに申込み手続きをしてください。

Q.事故受付と保険金の請求方法を教えてください。

A.窓口(千里山キャンパス内)または、お電話で受付が可能です。保険金請求書類を送付いたしますので必要書類をお取り揃えの上、ご提出ください。※治療費や処方されたお薬代の領収書のコピーが必要です。

Q.中途加入は可能ですか。補償はいつから開始されますか。

A.可能です。補償は保険料の振込日翌日の午前0時から開始されます。Web加入で毎月25日以降お手続きをされる場合、最短の補償開始日は翌月1日となりますのでご注意ください。ご希望月からの開始も可能です。お振込みの際は必ず保険料の確認をお願いします。※Web加入サイトは保険料が自動で表示されます。

Q.途中解約はできますか。

A.可能です。残期間に応じてご返金しますのでご連絡をお願いします。

Q.「オプション」の保険料は年末調整（保険料控除）の対象になりますか。

A.保険料の一部が「生命保険料」の控除対象となります。

※控除証明書が必要な場合は、1年目のみご連絡をお願いします。

付帯学総 保険金お支払い事例

*全国の大学での一例です

ケガ・病気の治療費用の補償

健康保険等の自己負担分
(高額療養費・給付等は控除されます)

- 風邪をひいて1回受診した。
- 咳の症状で肺炎の疑いがあり、レントゲン検査をした。
- 部活動中に靭帯を損傷し、入院・手術した。
- 大脳皮質下出血のため入院・手術した。

病気も**通院1日目**から補償

医師の処方箋に基づいたお薬代も補償

合計 **1,260** 円
合計 **4,840** 円
合計 **114,860** 円
合計 **894,273** 円



救援者費用

- 急性胃腸炎で継続して3日以上入院し、両親が駆けつけた際の宿泊費と往復交通費。

合計 **116,150** 円



個人賠償責任補償

示談交渉サービス付き
自転車の事故も補償

- **自転車条例に対応**
自転車で走行中、他人にぶつかり大ケガを負わせた。
- **実習にも対応**
野球部の練習中、打球が小学校の窓ガラスに当たり破損。

合計 **3,660,000** 円
合計 **59,000** 円



育英費用・学資費用

- 扶養者が交通事故で死亡した。
- 扶養者が登山中の事故で死亡し、大学の授業料等の費用を負担した。

合計 **1,000,000** 円
合計 **1,190,000** 円



生活用動産

建物外への持ち出し家財も補償

- ノートパソコンを誤って落として破損。
- 駅前の駐輪場で自転車が盗難にあった。

合計 **11,500** 円
合計 **25,000** 円



借家人賠償

火災・爆発等に加え偶然な事故
による破損も補償

- 一人暮らし先の部屋の模様替え中、家具が窓ガラスに当たり破損。 合計 **89,640** 円



オプション(上乘せ補償)にご加入の皆様へサービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ! 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト **自動セット**

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日

0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配 *2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただけます。

介護アシスト **自動セット**

お電話にてご高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間:

いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

・電話介護相談 : 9:00~17:00
・各種サービス優待紹介 : 9:00~17:00

0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介 *2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただけます。

デイリーサポート **自動セット**

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間:

いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

・法律相談 : 10:00~18:00
・税務相談 : 14:00~16:00
・社会保険に関する相談 : 10:00~18:00
・暮らしの情報提供 : 10:00~16:00

0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください (各サービス共通)

- ・ご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。

*2 6親等以内の血族・3親等以内の姻族をいいます。

オプション(上乗せ保険)の補償の概要等 ※学研災付帯学総(総合生活保険(こども総合補償))

補償の概要等は約款の概要をご紹介したものです。ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、パンフレット等をご確認ください。保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動(以下「弊社」といいます。)は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約(注1)	死亡保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心臓喪失およびこれらによって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用員による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等、医学的他覚所見のないもの等
	後遺障害保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
医療費用補償特約(注2)・待機期間の不設定に関する特約(医療費用補償用)	保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院または通院を開始した場合 ▶保険の対象となる方が負担した一部負担金*1をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)による入院*2または通院*3について、入院または通院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までの入院または通院により負担した額に限り、 ※医師の処方箋に基づき、薬局(いわゆる院外薬局)で支払った薬代についてもお支払いの対象となります。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した額から差し引くものとします。 ●公的医療保険制度を定める法令により支払われるべき高額療養費 ●公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った保険の対象となる方に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付(いわゆる「附加給付」*4) ●保険の対象となる方が負担した一部負担金について第三者により支払われた損害賠償金 ●保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付(他の保険契約または共済契約により支払われた治療費用保険金に相当する保険金を除きます。) ※1 公的医療保険制度における一部負担金、一部負担金に相当する費用、入院時の食事療養または生活療養に要した費用のうち食事療養標準負担額または生活療養標準負担額をいいます。事後に還付金が発生する場合は自己負担額から控除します。 ※2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。 ※3 通院日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再度通院した場合は、後の通院は前の通院と異なるものとみなします。 ※4 附加給付とは健康保険組合、各種共済組合等がその規約等で定めるところにより、一部負担金を支払った者に対し、その額の範囲内で支給する上乗せ給付をいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気による入院または通院 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる入院または通院 ・保険の対象となる方が被った精神障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害*1を原因として生じた入院または通院 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・先天性疾病*2による入院または通院 ・妊娠または出産による入院または通院。ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる場合は、この規定は適用しません。 ・痔核、裂肛または痔瘻による入院または通院 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 ・自動車等の乗用員を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 ・歯科疾病の治療のための通院 ・むちうち症や腰痛等、医学的他覚所見のないものによる入院または通院 ・この契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)といえます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる入院または通院*3
	治療費用保険金 国内外において以下のような事故により、他人にケガ等させたり、他人の財物(情報機器等に記録された情報を含みます。)*1を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合 ●保険の対象となる学生本人の日常生活に起因する偶然な事故 ※学生本人の日常生活に起因する偶然な事故に、個人賠償責任の保険の対象となる方については、学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者が賠償責任を負った場合も含まれます。 ●保険の対象となる学生本人が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ※学生本人が居住に使用する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故に、個人賠償責任の保険の対象となる方については学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者が賠償責任を負った場合も含まれます。(代理監督義務者については、学生本人に関する事故に限りません。) ※1事故について保険金額*2を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合を除きます。)に限り、示談交渉は原則として弊社が行います。 ※弊社との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※1 保険の対象となる方が国内で受託した財物(受託品)が、国内外での住宅内に保管または一時的に住宅外で管理されている間に損壊・盗取されたことにより、受託品について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負う場合についても、損害額(損害賠償責任の額)について保険金をお支払いします。ただし、損害額は、賠償額*3を限度とします。(受託品に係る賠償責任補償条項)なお、以下のものは補償の対象となりません。 ・自動車(ゴルフ・カートを含みます。)*自転車、船舶等・サーフボード、ラジコン模型・ドローン・携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター等 ・コンタクトレンズ、眼鏡等・手形その他の有価証券等 ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等・商品・製品や設備・什器(じゅうき) ・動物、植物等の生物・乗車券、通貨等・貴金属、宝石、美術品等 等 ※2 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。 ※3 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。	・ご契約者または保険の対象となる方(受託品に係る賠償責任補償条項については、その同居の親族も含みます。)等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害(受託品に係る賠償責任補償条項についてはお支払いの対象となります。) ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*2*3または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 <受託品に係る賠償責任補償条項のみ> ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任(収益減少等)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用している運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外観上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的故障に起因する損害 ・受託品の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)に起因する損害等 ※1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*4中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 ※2 ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きますが、運転するゴルフ・カート自体の損壊等は、補償の対象となりません。 ※3 受託品に係る賠償責任補償条項については車両の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害は、お支払いの対象となります。 ※4 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。
特約(B)・本人のみ補償特約(B)・受託品等不担保特約 個人賠償責任補償特約+個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約	※2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*3を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたははすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。 ※3 細菌性食中毒等補償特約が自動セットされます。	

(注1) 保険の対象となる方が在籍する学校の管理下*1 外の急激かつ偶然な外来の事故によりケガ*2をした場合に保険金をお支払いします。
 *1 学校の管理下とは、次に掲げる間をいいます。
 ① 学校の正課下および学校行事に参加している間
 ② 学校の施設(寄宿舎を除きます。)内にいる間。ただし、学校等が禁じた時間もしくは場所にいる間または学校等が禁じた行為を行っている場合を除きます。
 ③ 学校施設外で学校等に届け出た課外活動を行っている間

(注2) 入院治療費用保険金および先進医療費用保険金不担保特約(医療費用補償用)がセットされています。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
<p>救済者費用等補償特約(救済者費用等補償用)</p>	<p>国内外において保険期間中に生じた以下のような事由により、保険の対象となる方またはその親族等が捜索救助費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合は、保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になったまたは保険の対象となる方が遭難した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合 ●保険の対象となる方の居住に使用される住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して3日以上入院した場合 ●疾病により死亡、または保険期間中に発病し疾病のため継続して3日以上入院されたとき(ただし、責任期間中に入院を開始していた場合に限ります。) <p>▶1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害(その方が受け取るべき金額部分) ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 ・無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた事故によって生じた損害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害 ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じた損害 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害 ・この契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気による入院*1 <p>*1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気についても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。)を経過した後開始した入院については、保険金のお支払いの対象とします。</p>
<p>育児費用補償特約</p>	<p>扶養者*1が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより損害が生じた場合</p> <p>▶育児費用保険金額の全額をお支払いします。 (重度後遺障害の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●両目が失明したもの ●咀嚼くおよび言語の機能を廃したのもの ●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分) ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者に対する外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガによる扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合
<p>学業費用補償特約</p>	<p>扶養者*1が保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間*2中に学業費用*3を負担した場合</p> <p>▶支払対象期間中の支払年度ごとに学業費用保険金額を限度として、負担した学業費用の実額をお支払いします。 (重度後遺障害の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●両目が失明したもの ●咀嚼くおよび言語の機能を廃したのもの ●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。 *2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払最終期までの期間をいいます。 *3 以下の費用をいいます。 ■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ■学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する教材費*5 *4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。 *5 制服代を含みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した病気による扶養不能状態*1 ・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分) ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した病気による扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に発病した病気による扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって発病した病気による扶養不能状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって発病した病気による扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・学業費用補償特約により保険金をお支払いするケガに起因する病気による扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態*2 <p>*1 該当した扶養者の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が小さい場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態についても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。)を経過した後扶養不能状態になったときは、保険金のお支払いの対象とします。</p>
<p>疾病による学業費用補償特約</p>	<p>扶養者*1が、保険期間中に病気により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間*2中に学業費用*3を負担した場合</p> <p>▶支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学業費用保険金額を限度として、負担した学業費用の実額をお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。 *2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払最終期までの期間をいいます。 *3 以下の費用をいいます。 ■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ■学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する教材費*5 *4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。 *5 制服代を含みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した病気による扶養不能状態*1 ・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分) ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した病気による扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に発病した病気による扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって発病した病気による扶養不能状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって発病した病気による扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・学業費用補償特約により保険金をお支払いするケガに起因する病気による扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態*2 <p>*1 該当した扶養者の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が小さい場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態についても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。)を経過した後扶養不能状態になったときは、保険金のお支払いの対象とします。</p>
<p>住宅内生活用財産特約(注3)</p>	<p>国内において、保険の対象となる方が所有する家財の損害が生じた場合</p> <p>▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて(保険期間が1年を超える場合は保険年度ごとに)保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は再取得価額*1を限度とします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※掲載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物、定期券、乗車券、通貨、貴金属、宝石、美術品、親族が居住する建物内に所在する家財等</p> <p>*1 同じものを新たに購入するのに必要な金額をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的故障に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害
<p>借家人賠償責任補償特約(借家人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約)</p>	<p>国内における借戸室*1での事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <p>▶1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※示談交渉は弊社では行いません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 転居した場合は転居先の借戸室をいいます。 ※借家人賠償責任の保険の対象となる方については、学生本人が、未成年者または責任無能力者である場合は、学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(学生本人の親族に限ります。)も保険の対象となる方を含みます(学生本人に関する事故に限ります。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・心神喪失によって生じた損害 ・借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害 ・借戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

(注3) 新価保険特約(住宅内生活用財産用)がセットされています。

このパンフレットは総合生活保険(子ども総合補償)の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

重要事項説明書 [契約概要・注意喚起情報のご説明]

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[マークのご説明] **契約概要** 保険商品の内容をご理解いただくための事項 **注意喚起情報** ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

この保険は、(公財)日本国際教育支援協会をご契約者とし、(公財)日本国際教育支援協会賛助会員学校に在籍する学生を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消させていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約^{*1}を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください^{*2}。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●住宅内生活用動産特約 ●救済者費用等補償特約 ●育児費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約

*1 総合生活保険(こども総合補償)以外の保険契約にセットされる特約や

東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)以外の保険契約を含みます。
*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

この保険の保険金額等はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。



(金融庁ホームページ)

5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

払込方法については、パンフレット等をご確認ください。

7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(弊社の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

☆: 告知事項かつ通知事項

- 保険の対象となる方ご本人がお仕事に従事している場合、その職業・職務等^{*1}
- 保険の対象となる方ご本人が加入する公的医療保険制度の有無^{*2}

★: 告知事項

- 保険の対象となる方ご本人の生年月日
- 他の保険契約等^{*3}を締結されている場合には、その内容

*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*2 医療費用補償特約をセットいただいた場合のみ告知事項かつ通知事項(☆)となります。

*3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 死亡保険金受取人

総合生活保険(こども総合補償)において、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

III ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたりません。お引受けする商品ごとの通知事項は、前記「Ⅱ-1 告知義務[告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての商品共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要があります。ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者へ、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求^{*1}することがあります。返還または

請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間^{*2}に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。

・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。
*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

総合生活保険(こども総合補償)においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4 満期を迎えるとき

[保険期間終了後、更新を制限させていただく場合]

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐ

にご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

△ 払込取扱票裏面もしくはweb加入サイトに掲載の＜個人情報の取扱いに関するご案内＞をご確認ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●総合生活保険（こども総合補償）で、ご加入者以外の方を保険の対象とする方とご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効となります。

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社がご加入を解除することができます。

●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。*ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等

△ ●引受保険会社の経営が破綻した場合には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

5 その他ご加入に関するご注意事項

△ ●弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入

内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、パンフレット裏面をご確認ください。

6 事故が起こったとき

●事故が発生した場合には、直ちにパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。

●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

- ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
- ・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
- ・附加給付の支給額が確認できる書類
- ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。*1 法律上の配偶者に限ります。

- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に転移します。
- 個人賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入をいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- 保険金をお支払いする主な場合 保険期間
- 保険金額、免責金額（自己負担額）
- 保険料・保険料払込方法 保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等に記載されている問い合わせ先までご連絡ください。

- 加入依頼書等の「生年月日」欄は正しくご記入いただいていますか？
 - 学生（保険の対象となる方）がアルバイト等に継続的に従事される場合は、下記「職種級別Bに該当する方」に該当しないことをご確認いただきましたか？
- なお、「職種級別Bに該当する方」に該当した場合は付帯学総に

ご加入いただくことができません。（ご加入後に該当することとなった場合、遅滞なくお問い合わせ先までご連絡いただきますようお願いいたします。）

(*）各区分（職種級別AまたはB）に該当する職業例は下記のとおりです。

- 職種級別Aに該当する方：
下記の職種級別Bに該当しない方
- 職種級別Bに該当する方：
アルバイト等で、継続的に以下の6業種のいずれかに従事される方
「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造業者」
- 加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

2024年12月作成 24T-001607

保険の内容に関するご意見・ご相談等

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

指定紛争解決機関

一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合は、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時

（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

オプション(上乘せ補償)に関する注意事項

ご加入にあたってのご注意

〈保険の対象となる方の範囲〉

この保険の対象となる方は、本学に在籍し学研災に加入している学生に限ります(退学等の場合は、原則中途脱退の手続きが必要となりますので、引受保険会社までご連絡ください)。

〈扶養者の指定〉

扶養者として指定できるのは、原則として、保険の対象となる方の親権者であり、かつ保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。(保険の対象となる方が成年に達している場合は、親権者である必要はありません。)

保険金を請求するときは

- ①事故の通知:事故が発生した場合には、直ちに裏表紙記載の「お問い合わせ先」にご連絡ください。
- ②保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ③ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
- ④ケガや病気をした場合の治療費用保険金を請求するときに、病院等の発行した領収書等が必要です。また、その他の実費をお支払いする保険金につきましても、ご負担された費用を確認する領収書等が必要です。
- ⑤賠償事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。借家人賠償責任については、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、保険の対象となる方ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなります。

その他ご注意いただきたいこと

〈育英費用について〉

本パンフレット記載の育英費用は、育英費用保険金をお支払いした場合には効力を失います(その年度の育英費用分の保険料を返還できない場合があります)。

このパンフレットは、学研災付帯学総(総合生活保険(こども総合補償))の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら、取扱代理店までお問い合わせください。なお、ご加入後は「学研災付帯学総(総合生活保険(こども総合補償))補償の概要等」をご確認ください。
(学生教育研究災害傷害保険および学研災付帯賠償責任保険については、関西大学の担当窓口(学生生活支援グループ)までご照会ください。)

学研災付帯学生生活総合保険は、総合生活保険(こども総合補償)のペットネームです。
この保険は(公財)日本国際教育支援協会を契約者とし(公財)日本国際教育支援協会賛助会員大学に在籍する学生を保険の対象となる方とする学研災付帯学生生活総合保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として(公財)日本国際教育支援協会が有します。

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)のご案内は、以下の方法によりご確認ください。

・右記QRコードから関大パンセHPの関西大学共済保障制度「オプション(上乘せ補償)」のバナーへアクセスしご確認ください。

・URL: <https://kandai-pensee.co.jp>

※重要事項説明書は、印刷・保管されることをおすすめいたします(冊子をご希望の場合は、関大パンセまでご連絡ください)。



お問い合わせ・万一の事故のご連絡先(取扱代理店)

学校法人関西大学100%出資

代理店 **関大パンセ**

〒564-8680 大阪府吹田市山手町3-3-35
関西大学誠之館2号館1階

HP: <https://kandai-pensee.co.jp>

TEL.06-6368-1964 FAX.06-7181-6014

〈受付時間〉

平日(月~金) 午前9時 ~ 午後5時

*土・日・祝日及び次の期間は休業となります。

夏季休業期間 8月11日~20日 冬季休業期間 12月26日~1月6日

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社 担当課:関西法人営業部 大阪公務金融室

〒541-0043 大阪市中央区高麗橋3-5-12 (営業時間 平日9:00~17:00) TEL.06-6203-0518

よくあるご質問

<補償内容・ご加入に関するQ&A>

Q. 入学時は自宅通学で途中から一人暮らしをする場合はどのタイプに加入すればいいですか。

A. まずは卒業までの期間で自宅タイプにご加入ください。一人暮らしをはじめる時にタイプ変更が可能です。

Q. 下宿するため借家人賠償責任補償は別途手配するので自宅生用タイプに加入できますか。

A. 可能です。その場合は「一人暮らし」を選択して該当の保険料をお払い込みください。

Q. お申込時に申告が必要な「他の保険契約」とは何を指しますか。

A. 例えば個人賠償責任保険等、この保険と支払責任が同一の他の保険に加入されている場合にその保険会社名や保険種類をご記入ください。(記入できる範囲で構いません。)

Q. 加入者証はいつ頃届きますか。

A. 3月末までにお申込みいただいた場合6月中旬頃までにお届けいたします。

なお、加入者証が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。

Q. 入居するアパートの管理会社に保険加入の証明を提示する必要がありますが、加入者証が未着の場合はどのようにしたらよいですか。

A. Web加入サイトをご利用の場合は保険料お支払い後に届くメール『加入手続き完了のお知らせ』を先方にご提示の上、加入者証は後日届くことをお伝えください。(Web加入サイトをご利用にならない場合は、保険料を払込後にお手元に残る受領証とパンフレットを先方にご提示ください。)

Q. 中途加入は可能ですか。補償はいつから開始されますか。

A. 可能です。補償は保険料の振込日翌日の午前0時から開始されます。Web加入で毎月25日以降お手続きをされる場合、最短の補償開始日は翌月1日となりますのでご注意ください。ご希望月からの開始も可能です。お振込みの際は必ず保険料の確認をお願いします。※Web加入サイトは保険料が自動で表示されます。

Q. 共済保障制度の「オプション」の内容を詳しく知りたい。

A. 共済保障制度には、制度の基本となる「共済保障の基本プラン」と更に大きな保障を希望される方のために追加でお申込みいただける「上乘せ補償オプション」があります。補償内容や加入方法などの詳細は取扱代理店までお問合せください。

Q. 「オプション」の加入資格、加入可能時期、加入方法を教えてください。

A. 関西大学に在学中の学部生、大学院生の方で「共済保障の基本プラン」へ加入していただければ、いつでも「オプション」への加入が可能ですので、①もしくは②のご加入方法にてお申込みください。

① PCやスマホからWeb申込みいただきコンビニでお支払いください。

② 所定の「ゆうちょ銀行の払込取扱票」にてお振込みしてください。

※年度途中に加入される場合は、加入月により保険料が異なりますので事前にお問合せください。

Q. 「オプション」の加入メリットを教えてください。

A. 保険料は団体加入により大きな割引が適用されており、傷病発症の際の治療費（日本国内での保険適用治療）の個人負担分が実費補償されます。また、個人賠償責任補償はアルバイト中やインターンシップ中の事故も対象になり、損害賠償の示談交渉サービス（国内のみ）も付いています。

Q. 補償対象にならない病気やケガはありますか。

A. 歯科疾病（虫歯等）の治療のための通院や精神病性障害、先天性疾患、保険始期時点で既に被っている病気やケガによる入通院等はお支払い対象外です。但し、条件によりお支払いの対象となるケースがありますので事前にお問合せください。

Q. 「治療費用実費」について、東洋医学（針灸・マッサージ）や、1日に複数の病院に行ったときも対象になりますか。

A. 病院または診療所での医師の治療であれば対象となります。ただし、健康保険の利用が前提となります。

Q. 留学中に海外で受診した場合の治療費は補償されますか。

A. 病気やケガによる治療費は対象外です。救援者費用と個人賠償責任補償については海外でも補償対象になりますが留学や旅行で海外に行かれる場合は「海外旅行傷害保険」別途加入されることをお勧めします。

Q. 休学中でも「オプション」の補償は有効ですか。

A. 関西大学に在学されていて「オプション」の補償期間中であれば全ての補償は有効です。

Q. 中途解約したい場合は返金してもらえますか。

A. 可能です。残期間に応じてご返金しますのでご連絡をお願いします。

なお、関西大学に在籍されなくなる場合は、在籍終了日（退学日）が補償終了日となります。

<Web加入に関するQ&A>

Q. 加入タイプを誤って加入手続きをしてしまいました。

保険料は未入金ですが、どうしたらいいですか。

A. もう一度初めから正しい内容で加入手続きをしてください。保険料の払込は正しい内容のもので行ってください。誤った加入手続き内容で保険料を入金しないようご注意ください。

Q. 加入者住所を誤って入力したまま加入手続きを完了してしまいました。

保険料は入金済みです。どうしたらいいですか。

A. 加入手続きは完了しているため変更手続きが必要になりますので、取扱代理店までご連絡ください。

Q. 操作の途中でアクセスできなくなってしまいました。

A. しばらく時間をおいてアクセスしてください。それでもできない場合はお手数ですが再度事前登録から行っていただきますようお願いいたします。

Q. Web加入で中途加入は可能でしょうか。

A. 可能です。Web加入画面にて、加入月を選択いただくことで中途加入保険料が表示されます。

Q. 加入者欄には学生情報を入力するのでしょうか。

A. 加入者欄には保険料を負担される方の情報をご入力ください。学生が未成年の場合、加入者欄には扶養者情報をご入力いただく必要があります。

<その他Q&A>

Q. 事故受付と保険金の請求方法を教えてください。

A. 窓口(千里山キャンパス内)または、お電話で受付が可能です。保険金請求書類を送付いたしますので必要書類をお取り揃えの上、ご提出ください。※治療費や処方されたお薬代の領収書のコピーが必要です。

Q. 「オプション」の保険料は年末調整(保険料控除)の対象になりますか。

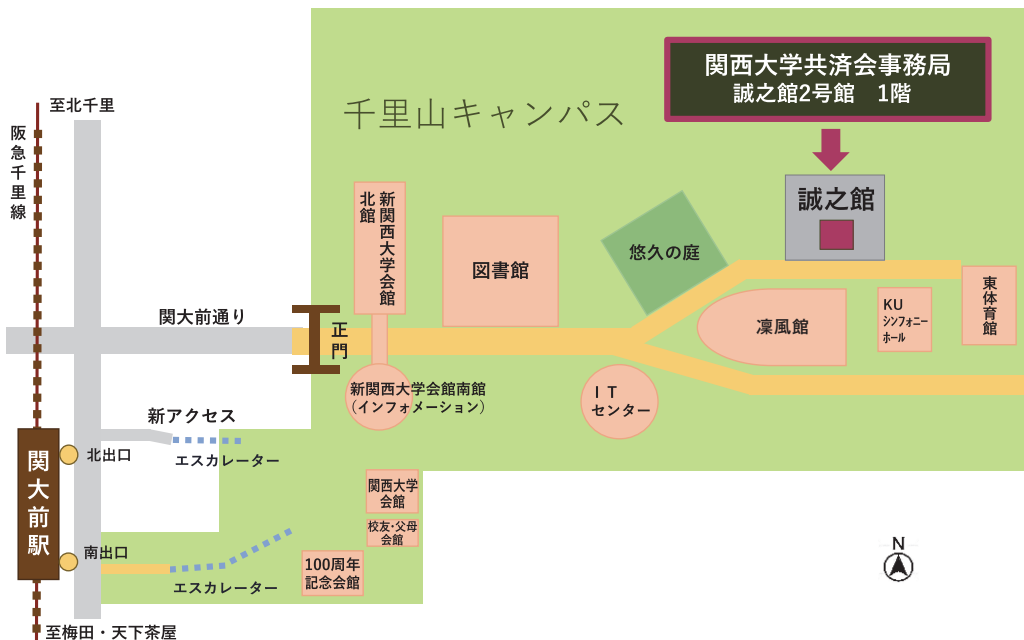
A. 保険料の一部が「生命保険料(介護医療保険料)」の控除対象となります。
※控除証明書が必要な場合は、1年目のみご連絡をお願いします。

※このホームページは学研災付帯学生生活総合保険の概要について紹介したものです。

ご契約(団体契約の場合はご加入)にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくご確認ください。

ご不明な点等がある場合には取扱代理店の関大パンセ06-6368-1964までお問合せください。

関西大学共済会事務局アクセスマップ



お問合せ・万一の事故のご連絡先

代理店 **関大パンセ** (学校法人関西大学100%出資)

〒564-8680 大阪府吹田市山手町3-3-35 関西大学誠之館2号館1階

TEL.06-6368-1964

<受付時間>

※土日祝日及び次の期間は休業となります。

平日9時～17時

夏季休業期間8月11日～20日 冬季休業期間12月26日～1月6日